第72回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

・業務の適正を確保するための体制の 整備に関する事項

連結計算書類

- · 連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- 個別注記表

TOA株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、2006年5月1日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、2015年4月15日開催の取締役会において一部改定を決議いたしました。当該基本方針の概要およびその運用状況は、以下のとおりであります。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

- 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役および従業員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、取締役会はTOAグループ企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、法務担当部門においてコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を行う。
 - (ii) 監査担当部門は、法務担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告される。
 - (iii) 法令上疑義のある行為等を従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。
 - (iv) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

<運用状況>

- (i)全従業員を対象に、TOAグループ企業倫理規範に関する啓蒙の機会を提供し、内容についての周知を実施しております。
- (ii) 内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、定期的にその監査結果を取締役会および監査役会に報告しております。
- (iii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の役員および従業員からの通報や相談に応じるコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令遵守を推進する体制を運営しております。
- (iv) 反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たないため、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」を掲載するとともに、新規取引先選定の際に事前確認を行うことにより、反社会的勢力の排除に備えております。

- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本 規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。
 - (ii) 取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できる。

- (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本 規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管しております。
- (ii) 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を速やかに閲覧できる状態が維持されております。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - (ii) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスクマネジメントを担当する委員会が行う。

<運用状況>

- (i)情報セキュリティ委員会による「情報セキュリティの理解と実践」および「新任所課長向け情報セキュリティ対策について」、安全保障輸出管理委員会による「安全保障輸出管理の重要性について」および「安全保障輸出管理(管理者コース)」ならびにリスクマネジメント委員会による「事業継続計画(BCP)の基本方針」をテーマとしたeラーニング等による教育を対象となる従業員に実施しております。
- (ii) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、定期に開催するリスクマネジメント 委員会が各部門およびグループ会社からの情報を集約し、重大なリスクに関しては職制 の部門に伝達し、全社的対応が必要な場合は対策本部を設置する等の対応を行うものと しております。また、事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害等により中核事業の継続 に支障がある場合に備えて毎年訓練を実施しております。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i)取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限を分配する。
 - (ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を 月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (iii) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役および執行役員によって構成される経営執行会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
 - (iv) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定める。

- (i)中期経営基本計画に基づき各部門における当事業年度の計画を策定し、目標達成に向けて月次毎に進捗管理を行っております。
- (ii) 月1回および必要に応じて、当事業年度は20回、取締役会を開催し、当社およびグループ会社に関する経営課題について決議または報告を行っております。各取締役の業務執行においては、四半期に一度、取締役会で報告を行い、取締役相互において監督を行っております。
- (iii) 月2回および必要に応じて経営執行会議を定期的に開催し、当社およびグループ会社に関する業務執行や経営戦略について意思決定を行っております。
- (iv) 業務執行規程、職務分掌規程、権限規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにして組織的かつ効率的に業務執行を行っております。
- 5) 当社およびそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) グループ会社の経営管理は、TOAグループ会社管理規程に基づき経営管理を行い、当社への決裁・報告制度による管理を行う。
 - (ii) 当社はグループ会社経営において、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。グループ会社にて不測の事態が発生した場合を想定し、適切な情報が当社へ伝達される体制を整備する。
 - (iii) グループ会社の取締役の職務執行については、TOAグループ会社管理規程に基づき、当社への事前協議や承認が必要な重要事項が発生した場合は、同規程に基づき当社による決裁・報告を行い、その他はグループ会社による意思決定により効率的に業務執行を行う体制を整備する。
 - (iv) グループ会社における業務の適正を確保するため、当社およびグループ会社すべてに適用する行動指針としてTOAグループ企業倫理規範を定め、その経営基本方針を各拠点に掲示ならびに啓蒙することで、グループ会社の取締役および従業員の職務が法令および定款に適合し、健全な社会規範のもとに遂行されるものとする。また、当該遵守状況の内部監査を必要に応じて行う。

<運用状況>

- (i)グループ会社の業務に関する重要事項については、TOAグループ会社管理規程に基づき、 稟議起案による承認手続きを実施し、または適宜報告を受けております。
- (ii) グループ会社において不測の事態が発生した場合は、グループ会社社長より当社の情報 取扱責任者に情報が集約され、金融商品取引所が定める適時開示基準に従って開示が必要な事項について情報開示を行う体制を維持しております。
- (iii) グループ会社の取締役の職務執行については、重要事項はTOAグループ会社管理規程に 基づき決裁・報告を行い、その他の事項はグループ会社による意思決定により、迅速に 業務執行が行われております。

- (iv) 当社の「経営基本方針」を当社およびグループ会社のすべての拠点に掲示および啓蒙する活動を維持しております。また、監査計画に基づき、グループ会社に対し当該遵守状況の内部監査を実施しております。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確保に関する体制
 - (i) 監査役は、監査担当部門所属の従業員に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - (ii) 監査担当部門所属の従業員は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役から 指示された職務を優先して執行する。
 - (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価については、人事評価制度規程に基づいて行い、 監査役から指示された職務により不利益な取扱いを受けないものとする。

- (i)職務分掌規程において、監査担当部門を監査役の特命事項を担当する部門として明確に した組織体制を維持しております。
- (ii) 監査役からの要請事項があれば迅速に対応できるよう、監査担当部門所属の従業員に期待する行動要件を明確にし、迅速かつ的確に補助できる体制を維持しております。
- (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価は、他の従業員と同様に人事評価制度規程に基づき公正に評価されております。
- 7) 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が、当社の監査役に報告をするための体制と報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (i) 当社は、当社およびグループ会社の取締役または従業員が、当社の監査役会に対して、 法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実 施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を、速やかに 報告する体制を整備する。
 - (ii) 当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為について、当社監査役または法務担当部門に報告できるものとする。
 - (iii) 当社は、コンプライアンス・ホットラインにて当社監査役または法務担当部門に通報した者が、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

<運用状況>

(i) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、法令違反またはそのおそれがある行為を発見した場合、コンプライアンス・ホットラインに通報ができる体制にあり、通報状況およびその内容を、内部監査の実施状況も含め、速やかに監査役会に報告する体制を維持しております。

- (ii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社の取締役の違法行為または当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為があると判断した場合、当社の監査役または法務担当部門に通報する体制を維持しております。なお、当事業年度において経営上重大な違法行為等に関わる通報はありませんでした。
- (iii) 内部通報規程において、通報による不利益な取扱いを禁止し、通報者保護の体制を維持しております。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社は、監査役が職務を遂行するうえで必要と認めた事項ならびにその監査費用の予算について決定する。また当社は、監査役または監査役会が職務の執行と監査の実施を目的とした所要の費用についてはこれを負担するものとし、前払の請求があれば、これを承諾する。
 - (ii) 監査役は、各取締役および必要な従業員に対して個別のヒアリングを必要に応じて開催することができる。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催することができる。

- (i) 監査役の予算については、監査の実効性を確保するため、年初の予算計画に組み込み、 社内規程に基づき前払または償還等の処理が速やかに行われております。
- (ii) 監査役は、各取締役および各部門の従業員に対して必要に応じてヒアリングによる意見 交換を実施しております。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間 で定期的に意見交換会を開催し、監査役の実効的かつ効率的な監査業務が実施されてお ります。
- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (i) 当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

<運用状況>

(i) 当社は、法務担当部門により、財務報告に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保するための体制の整備と運用の状況について、年初に作成する計画に基づいて評価を実施しております。当該評価結果等については、会計監査人ならびに当社監査役による監査、および取締役会への報告を経て、法令に基づく所定の手続きにより、内部統制報告書として適切に開示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

株 主 資 本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 株主資本合計 当期首残高 5,279 6,866 29,050 △394 40,802 当期変動額 剰余金の配当 △880 △880 親会社株主に帰属する 2,065 2,065 当期純利益 自己株式の取得 $\triangle 0$ $\triangle 0$ 自己株式の処分 13 9 22 非支配株主との取引に △1.821 △1.821 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 当期変動額合計 △1,807 1,185 8 △613 当期末残高 5.279 5.058 30.236 △385 40.189

		その他の包括	利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	3,250	△868	23	2,404	2,481	45,689
当期変動額						
剰余金の配当						△880
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,065
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						22
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△1,821
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	431	△140	△127	162	△457	△294
当期変動額合計	431	△140	△127	162	△457	△908
当期末残高	3,682	△1,009	△104	2,567	2,024	44,780

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

(国内) アコース(株)、タケックス(株)、

TOAエンジニアリング(株)、(株)ジーベック

(海外) TOA ELECTRONICS, INC. [米国]、TOA Communication Systems, Inc. [米国] TOA CANADA CORPORATION [カナダ]、TOA CORPORATION (UK) LIMITED [英国] TOA Electronics Europe G.m.b.H. [ドイツ]
TOA FLECTRONICS SOLITHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED [南アフリカ共和国]

TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED [南アフリカ共和国] TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION [台湾]、TOA (HONG KONG) LIMITED [香港] TOA (CHINA) LIMITED. [中国]、TOA ELECTRONICS (Thailand) Co., Ltd. [タイ] TOA ELECTRONICS PTE LTD [シンガポール]、TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. [マレーシア] PT. TOA GALVA PRIMA KARYA [インドネシア]、PT. TOA GALVA INDUSTRIES. [インドネシア] TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED [ベトナム]

TOA VIETNAM CO.,LTD. [ベトナム]、得洋電子工業股份有限公司 [台湾] 得技電子 (深圳) 有限公司 [中国]

(2) 主要な非連結子会社

非連結子会社(TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED)は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用会社

TOA SPON LIMITED 「中国]を持分法適用会社としております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) は、連結 純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 TOA SPON LIMITED [中国]は決算日が12月末日であり、連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外子会社19社で、いずれも決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当っては、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引について連結決算上必要な調整を行っております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの:決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの:移動平均法による原価法②デリバティブ取引により生じる債権及び債務

: 時価法

③ たな卸資産

評価基準は、当社及び国内連結子会社においては原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、在 外連結子会社においては低価法によっております。

商品 (在外販売子会社): 主として移動平均法 製 品: 主として月次総平均法

仕掛品及び原材料:総平均法(ただし、一部仕掛品については個別法、一部原材料については最終仕入

原価法)

貯 蔵 品:最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く): 定率法 (ただし、当社及び国内連結子会社の建物・建物附属設備、 2016年4月1日以後に取得した構築物、在外連結子会社については 定額法)

- ②無形固定資産(リース資産を除く): 定額法
- ③リース資産(所有権移転外ファイナンス・:リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

リース取引に係るリース資産)

なお、国際財務報告基準を適用している在外連結子会社については、会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(IFRS第16号)を適用しております。これにより、借手のリース取引は原則として全てのリースについて資産及び負債を計上することとしており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計 ト基準
- ①貸 倒 引 当 金:債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。
- ②賞 与 引 当 金:従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、主に支給見込額基準により計上しております。
- ③製品保証引当金:製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主に10年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主に10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、国内連結子会社及び在外連結子会社の一部については、小規模企業における簡便法を採用して おります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等 償却しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

(「国際財務報告基準第16号リース (IFRS第16号)」の適用に伴う変更)

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(IFRS第16号)を適用しております。これにより、借手のリース取引は、原則として全てのリースについて資産及び負債を計上することとしました。

この結果、当連結会計年度期首のリース資産が472百万円、流動及び固定負債のリース債務が476百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

「連結貸借対照表に関する注記」

有形固定資産の減価償却累計額 9.027百万円

[連結損益計算書に関する注記]

関係会社清算損は連結子会社の清算に伴うものであります。 得技電子 (深圳) 有限公司 232百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

- 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 34,536,635株
- 2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。
- 3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	541	16.00	2019年 3月31日	2019年 6月21日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	338	10.00	2019年 9月30日	2019年 12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 次のとおり、決議を予定しております。

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月2 定時株主総会	3⊟	普通株式	利益剰余金	542	16.00	2020年 3月31日	2020年 6月24日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信対策報告システムに沿って、取引相手ごとの期日管理 及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、1年以内であります。

なお、外貨建て営業債権債務は為替の変動リスクにさらされており、これを回避する目的で、一部デリバティブ取引 (先物為替予約取引) を行っております。

デリバティブ取引については、リスク管理方針により投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	15,610	15,610	_
(2) 受取手形及び売掛金	10,312	10,312	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,305	7,305	_
(4) 支払手形及び買掛金	(3,409)	(3,409)	-
(5) 短期借入金	(1,915)	(1,915)	-
(6) 未払法人税等	(332)	(332)	_
(7) デリバティブ取引 (※2)	(0)	(0)	_

- (※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券は全て譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっております。投資有価証券は全て株式であるため、時価は取引所の価格によっておりま す。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額		
非連結子会社	2		
非上場株式	55		
슴計	57		

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

「企業結合等関係に関する注記」

共通支配下の取引等 連結子会社株式の追加取得

- 1. 取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称 TOA ELECTRONICS PTE LTD

事業の内容 拡声放送機器、通信機器、その他情報伝達機械器具の販売

音響機器、その他電子・電気機械器具の販売

- (2) 企業結合日
 - 2020年3月17日
- (3) 企業結合の法的形式 非支配株主からの株式取得
- (4) 結合後企業の名称 変更はありません。
- (5) その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は49%であり、当該取引によりTOA ELECTRONICS PTE LTDを当社の 完全子会社といたしました。当該追加取得は、意思決定の迅速化や地産地消ビジネスの推進を通じた、アジア・パシフィック地域事業の拡大を図るために行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価は現金によるものです。取得原価につきましては、契約上の守秘義務により、非開示とさせていただきます。

- 4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
 - (1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 1,821百万円

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 1,262円02銭

1株当たり当期純利益 60円99銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 連結注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

669

13.701

669

17,311

株 主 資 本 資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 その他 資本 利益 資本金 資本 利益 剰余金 剰余金 資本 別途 繰越利益 準備金 準備金 剰余金 合計 合計 積立金 剰余金 当期首残高 5,279 6,808 0 6,808 679 2,930 13,032 16,642 当期変動額 剰余金の配当 △880 △880 当期純利益 1.549 1.549 自己株式の取得 自己株式の処分 13 13 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)

13

13

13

6.822

_

2.930

679

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計	
当期首残高	△394	28,336	3,250	3,250	31,587	
当期変動額						
剰余金の配当		△880			△880	
当期純利益		1,549			1,549	
自己株式の取得	△0	△0			△0	
自己株式の処分	9	22			22	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			431	431	431	
当期変動額合計	8	691	431	431	1,122	
当期末残高	△385	29,027	3,682	3,682	32,709	

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

5.279

6.808

当期変動額合計

当期末残高

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

子 会 社 株 式:移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの:決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの:移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製 品:月次総平均法

仕 掛 品:個別法

原 材 料:総平均法(ただし、一部原材料については最終仕入原価法)

貯 蔵 品:最終仕入原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備含む): 定額法

建物以外:定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用)

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く): 定額法
- (3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・: リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 リース取引に係るリース資産)
- 3. 引当金の計 ト基準
 - (1) 貸 倒 引 当 金:債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を 計上しております。
 - (2) 退 職 給 付 引 当 金:従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の 翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,448百万円

2. 偶発債務

保証債務

関係会社の銀行借入金に対し、次の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額 (外貨額)	被保証債務の内容
TOA Communication Systems, Inc.	118百万円 (US\$ 1,092千)	銀行の借入保証

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,169百万円 短期金銭債務 1,308百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高 5,728百万円 仕入高等 16,546百万円 営業取引以外の取引高 346百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 657,114株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
たな卸資産	79百万円
投資有価証券評価損	9百万円
未払事業税額	33百万円
未払費用	77百万円
貸倒引当金	16百万円
退職給付引当金	664百万円
資産除去債務	3百万円
ソフトウェア	108百万円
関係会社株式評価損	90百万円
その他	11百万円
繰延税金資産 小計	1,095百万円
評価性引当額	△101百万円
繰延税金資産 合計	993百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,505百万円
その他	1百万円
繰延税金負債 合計	1,506百万円
繰延税金負債の純額	513百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

国内の法定実効税率	30.6%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	1.5%
永久に益金に算入されない項目	△5.2%
住民税均等割額	2.5%
試験研究費等特別控除	△8.8%
評価性引当金	0.0%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.0%

[関連当事者との取引に関する注記]

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	アコース(株)	所有 直接 100%	当社仕入先	音響機器の仕入	3,591	買掛金	359
子会社	TOA エンジニアリング(株)	所有 直接 100%			2,603	買掛金	405

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 1. 仕入価格については、市場価格から算定した価格及び子会社から提示された総原価を検討のうえ決定しております。

(単位:百万円)

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 965円48銭

1株当たり当期純利益 45円75銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 個別注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。